

インドネシア移転価格税制セミナー

インドネシア国税総局長通達による相互協議制度 および事前確認 (APA) 制度の公表



拝啓 時下ご清祥のこととお慶び申し上げます。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、下記のとおりインドネシア移転価格税制セミナーを開催することとなりましたので、ご案内申し上げます。

昨今、日本企業によるインドネシア進出が増加する中、インドネシアの日系企業子会社に対し、移転価格税制による多額の課税処分が頻繁に行われております。また現在、同国における移転価格税制に関する法整備も徐々に進んでおり、昨年、9月6日付でインドネシア国税総局長通達43号(独立企業原則の適用に関する新規則)、11月3日付で同第48号(相互協議に関する新規則)、12月31日付で同第69号 (APAに関する新規則)が公布されました。特に同第69号によりインドネシアのAPA制度の手続きが実質的に公表されたことになり、納税者にとっては移転価格課税による二重課税を事前に防止できる仕組みが整ってきたこととなります。

昨年7月9日に開催した同セミナーではインドネシアの移転価格税制の執行状況と実務面での対応を取り上げましたが、本セミナーでは、次の局面として今回公表されたインドネシアの相互協議制度および事前確認 (APA) 制度の内容をいち早くご紹介するとともにインドネシアの移転価格税制に精通しているAy-Tjhing Phan (PwCインドネシア)もまじえたパネルディスカッション、質疑応答を通じて、インドネシアの相互協議制度および事前確認 (APA) 制度の実務的なポイントについても説明する予定です。

なお、本セミナーへのお申し込みは、お手数ですが当法人ホームページのセミナー情報のページからオンラインにてお手続きをお願いいたします。ご多忙中とは存じますが、ご参加賜りますようお願い申し上げます。 敬 具

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
パートナー 宮嶋 大輔

日 時: 大 阪 : 2011年3月 7日(月) 14:00から16:30 (13:30開場)
名 古 屋 : 2011年3月 9日(水) 14:00から16:30 (13:30開場)
東 京 : 2011年3月11日(金) 14:00から16:30 (13:30開場)

講演内容: 1. インドネシアの相互協議制度
2. インドネシアの事前確認 (APA) 制度
3. パネルディスカッション
4. 質疑応答

パネラー: プライスウォーターハウスクーパース インドネシア
パートナー Ay-Tjhing Phan
テクニカルアドバイザー 北村 浩太郎・割石 俊介
税理士法人プライスウォーターハウスクーパース 大阪事務所
シニアマネージャー 野田 幸嗣

会 場: 大 阪 : ブリーゼタワー8階 ブリーゼプラザ 803+804号室
(大阪市北区梅田2-4-9 電話:06-6344-4888)
名 古 屋 : 名古屋ルーセントタワー16階 ビジネスサポートセンター A会議室
(名古屋市西区牛島町6-1 電話 052-588-7551)
東 京 : 霞が関ビル 17階 当法人 研修室
(千代田区霞が関3-2-5 電話 03-5251-2400)

定 員: 大阪:90名 名古屋:60名 東京:120名

参加費: 無料

お申し込み <http://www.pwc.com/jp/tax/seminar>

* 上記当法人ホームページの「セミナー情報」よりお申し込み頂けます。お申し込み受付後、受講確認のご連絡をEメールにてお知らせいたします。

* お申し込み多数の際は、定員になり次第お申し込みを締め切らせて頂きます。

* 1社で複数名のお申し込みの場合、ご出席人数を調整頂くことがありますのでご了承ください。

セミナーについてのお問い合わせ先: 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース

(東京会場) 東京事務所	東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル15階	03-5251-2306	(担当: 丸山)
(名古屋会場) 名古屋事務所	愛知県名古屋市中村区名駅1-1-4 JRセントラルタワーズ32階	052-587-7520	(担当: 鈴木)
(大阪会場) 大阪事務所	大阪府大阪市北区梅田2-4-9 ブリーゼタワー24階	06-7670-0988	(担当: 堀中)